

事務連絡
平成25年5月24日

各国公立大学事務局
各国公私立高等専門学校事務局
各大学共同利用機関法人事務局
各施設等機関事務局
各特別の機関事務局
公立学校共済組合事務局 御中
日本私立学校振興・共済事業団事務局
各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
各独立行政法人事務局

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

平成25年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力について（依頼）

児童虐待の防止については、かねてより格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

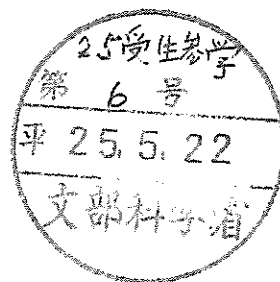
増加する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取組の推進のため、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、貴管下をはじめ多くの方々の御協力のもと、集中的な広報・啓発活動を行っているところです。

平成25年度におきましても、引き続き、11月を「児童虐待防止月間」と位置づけ、各種の取組を行うとともに、国民一人一人が児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもっていただくための意識啓発を図ることを目的として、〔別添1〕のとおり、厚生労働省が「児童虐待防止推進月間」における標語の公募を行うこととなりました。

つきましては、〔別添2〕の平成25年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱を御参照いただき、関係職員及び学校その他の関係機関・団体等や児童生徒に対して本標語募集の趣旨の周知を図るとともに、積極的な標語の応募について、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、各都道府県教育委員会担当課におかれましては、域内の市町村教育委員会担当課へ周知いただきますようお願い申し上げます。

<担当> 生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室
電話 03-5253-4111（内線2927）



雇児総発0522第1号
平成25年5月22日

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

平成25年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力依頼について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は増加を続け、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は、依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を行っていますが、平成25年度も、児童虐待防止推進月間の取組の一つとして、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることを目的として、標語の公募を行うこととします。

つきましては、別添の平成25年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱を御参照頂き、貴省の職員及び関係機関・団体等に対する本標語募集の趣旨の周知を図って頂くとともに、職員等の積極的な標語の応募について、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱

1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しています。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

こうした状況の中で、厚生労働省では毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。(平成 16 年度から実施)

平成 25 年度も、この取り組みの一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行うこととします。

2. 募集内容

(1) テーマ

上記 1 の趣旨を簡潔に表現していて、児童虐待問題に関し、国民一人ひとりの意識啓発を図るのにふさわしい、簡潔で覚えやすい標語。

(2) 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

3. 募集期間

平成 25 年 5 月 22 日 (水) から 7 月 5 日 (金)。

郵送の場合は、当日消印有効とします。

(参考) 過去の標語最優秀作品 (平成 17 年度より募集)

平成 17 年度	気づいたら 支えて 知らせて 見守って
平成 18 年度	あなたの「もしや」が子どもを救う。
平成 19 年度	きこえるよ 耳をすませば 心のさけび
平成 20 年度	助けての 小さなサイン 受け止めて
平成 21 年度	守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ
平成 22 年度	見すごすな 幼い子どもの SOS
平成 23 年度	守るのは 気づいたあなたの その勇気
平成 24 年度	気づくのは あなたと地域の 心の目

4. 応募方法

(1) 応募にあたっての注意点

- ・ご自身で創作した未発表の作品に限ります。
- ・作品は一人につき1作品応募可能です。※2作品以上応募の場合は無効です。
- ・応募作品は、返却いたしません。
- ・指定の応募方法による応募以外は無効です。

(2) 個人で応募する場合の方法

郵便はがきに作品と郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号をご記入の上、下記の宛先へお送りください。

電子メールによる応募も可能です。その場合、記入いただく内容は、郵便はがきによるものと同様です。

(3) 学校などで複数人の作品をまとめて応募する場合

(学校の場合を例として記載していますが、学校以外でまとめて応募することも可能です。)

①郵送で応募する場合

1作品ごとに必ず学校名、学年、氏名、年齢をご記入ください。

作品を書いた紙(応募数分)と、連絡先(学校の郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名)を記載した紙(1枚)を同封のうえ下記宛先まで郵送ください。

②メールで応募する場合

作品を一覧表にまとめ、メールで送付ください。一覧表には作品ごとに学校名、学年、年齢、氏名を記入ください。一覧表の余白やメール本文に、必ず連絡先(学校の郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名)を記載ください。

(4) 応募宛先

児童虐待防止推進月間に開催する「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in おおいた」(主催：厚生労働省、共催：大分県及び別府市)の共催事務局標語募集担当あて応募ください。

○電子メールの場合

hyougoboshu@city.beppu.oita.jp

- ・メールの題名は「標語の応募」としてください。
- ・ファイルを添付する場合は、Word、Excel、一太郎又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。

○郵送の場合

〒874-8511

大分県別府市上野口町1番15号

別府市福祉保健部児童家庭課 標語募集担当 宛

5. 選定

1 作品を最優秀作品（厚生労働大臣賞）として決定します。

6. 発表

最優秀作品は、9月以降に本人へ通知するほか、厚生労働省ホームページなどで発表します。

7. 表彰

11月16日（土）に開催予定の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in おおいた」（大分県別府市）で、賞状を授与します。（予定）

8. 標語の活用

今回の募集により選定した標語（最優秀作品）は、国で作成する啓発ポスターに使用するほか、児童虐待防止推進月間に全国各地で実施される広報・啓発活動などで幅広く活用します。

なお、著作権は厚生労働省に帰属します。

9. 照会先

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室
TEL 03-5253-1111（内線：7800）